

本市では、尼崎市人権教育・啓発推進基本計画に基づき「人権文化の息づくまち」の実現を目指し、人権意識の普及と高揚に取り組んでいます。第二次世界大戦後、その反省から昭和23年12月10日に行われた国際連合の総会で、「世界人権宣言」が採択されました。日本では、同日を最終日とする1週間を「人権週間」と定めています。人権週間の期間中、市内で開催される催しに参加し、人権について考える機会にしましょう。詳しくはダイバーシティ推進課 ☎6489・6658へ。

◆**パネル展示** 12月4日～8日午前9時～午後5時（8日は午後3時まで）、中央公民館で、小学生の書道作品などの展示を。詳しくは神戸地方法務局尼崎支局 ☎6482・7417へ。

◆**街頭啓発キャンペーン** 【阪神尼崎センタープール前駅】12月4日（月）午前10時～11時。詳しくはダイバーシティ推進課へ【JR立花駅南側歩行者デッキ】4日（月）午後4時15分～5時。詳しくは地域総合センター今北 ☎6416・5729へ【阪急塚口駅南側周辺】6日（水）午前11時～正午。詳しくは地域総合センター上ノ島 ☎6429・7640へ【JR尼崎駅・杭瀬商店街】7日（木）午前10時～11時。詳しくは地域総合センター神崎 ☎6499・3500へ【中央公園】8日（金）午後2時～3時30分。一日人権擁護委員を務める阪神タイガースの選手のインタビューなども。詳しくは神戸地方法務局尼崎

支局へ【つかしんチャータ前広場周辺】9日（土）午後2時～3時。詳しくは地域総合センター塚口 ☎6423・5266へ。

◆**特設人権相談** 【武庫支所】12月4日（月）【市役所中館1階市民活動推進課（市民相談担当）】5日（火）。いずれも時間は午後1時～3時、人権擁護委員による相談を。詳しくは神戸地方法務局尼崎支局へ。

◆**人権問題講演会** 【武庫地区会館】12月8日（金）午後1時30分～3時30分。詳しくは地域総合センター南武庫之荘 ☎6438・5875へ【小田公民館】9日（土）午前10時～正午。詳しくは地域総合センター神崎へ【中央公民館】12日（火）午後2時～4時。詳しくは尼崎人権啓発協会 ☎6489・6815へ。

◆**特別企画公演** 12月9日（土）午後1時30分～3時30分、地域総合センター南武庫之荘で、演劇などを。詳しくは地域総合センター南武庫之荘へ。

部落差別解消推進法が施行されました

部落差別の解消に向けた「同和对策事業特別措置法」期限後も、差別的な文章をインターネットなどを利用して意図的に広めるなどの部落差別問題が起っています。このことから、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。この法律の第1条では「現在もなお部落差別が存在する」とし、「部落差別のない社会を実現する」と定

めています。

平成25年に兵庫県が実施した意識調査では、結婚相手が同和地区の人であった場合、「結婚しない」と回答した割合が5年前に比べて増加するなど、意識面での課題が残されていることが分かりました。本市では、「互いの人権を尊重し、ともに生きるまち」を推進し、同和问题（部落差別）をはじめ、あらゆる差別のない共生社会の実現を目指します。

ある精肉店のはなし
命をいただき、いのちは生きる

じんけんスタディツアー

12月14日（木）午後2時～3時30分、地域総合センター今北で。

◆**定員** 先着50人。

◆**料金** 無料。

◆**申し込み方法** 12月4日から直接か電話、ファクス（氏名・ファクス番号を書いて）で同センター ☎6416-5729、FAX6419-0045へ。手話通訳あり（申し込みは4日までに尼崎人権啓発協会 FAX6489-6818へ）。



英語・中国語・韓国語・ベトナム語・
ポルトガル語の通訳があります

外国人市民わいわいトークング

12月9日（土）午前10時～正午、中央地区会館で。日ごろ感じている不安や困り事、日本で生活して疑問に思っていることなどを外国人同士で語り合い、交流を深めます。

◆**対象** 市内在住か在勤の外国人。

◆**定員** 先着15人。

◆**料金** 無料。

◆**申し込み方法** 12月4日から直接かファクス、Eメール（住所・名前・電話番号・国籍を書いて）で市役所中館7階ダイバーシティ推進課 ☎6489-6658、FAX6489-6661、✉ama-jinken@city.amagasaki.hyogo.jpへ。